

## 平成 23 年度温室効果ガス算定方法検討会について

### 1 . 背景・目的

気候変動枠組条約第 4 条及び関連する締約国会議決議により、附属書 締約国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガスの排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、条約事務局に毎年 4 月 15 日まで（遅くとも 5 月 27 日まで）に前々年のインベントリを提出することとされている。

附属書 I 締約国のうち、京都議定書批准国が提出するインベントリについては、京都議定書第 8 条に基づく審査が行われる。2010 年に提出した 2008 年度インベントリより第一約束期間のインベントリ審査が始まっており、温室効果ガス排出・吸収量が適切に算定されているかどうか、インベントリ作成のための国内制度（National System）が十分に機能しているかどうか等について、これまで以上に厳しく問われている。特に、インベントリの QA/QC（品質保証・品質管理）活動が適切に実施されているかどうかを専門家レビューチーム（Expert Review Team: ERT）が重点的に確認する傾向が強まっている。

本検討会は、我が国のインベントリの算定方法等について検討するため、平成 10 年度に設置されたものである。今年度も引き続き、2012 年 4 月に提出予定の 2010 年度インベントリ作成に向け、これまでの検討において情報不足等の事情により見直しを見送った課題や、見直しは行ったものの引き続き精緻化に向けた検討が必要な課題のほか、新たに見つかった課題に関する更なる検討を行う。また、2013 年以降の国際枠組みにおけるインベントリ作成にあたっては、COP17 において採択された、2006 年 IPCC ガイドラインの内容を含む改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドラインを用いることとなった。このため、本検討会において、2006 年 IPCC ガイドラインを適用したインベントリ作成における課題の整理及び検討を開始するものとする。

### 2 . 検討事項

- ・ 現行インベントリにおける排出量算定方法、活動量把握方法、排出係数等の改善
- ・ 2013 年以降の国際枠組みにおけるインベントリの作成に関する課題の整理
- ・ その他

### 3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリWG及び分野別の課題を検討する6つの分科会（エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFC等3ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会）において、上記の課題解決等に向けた検討を行う。

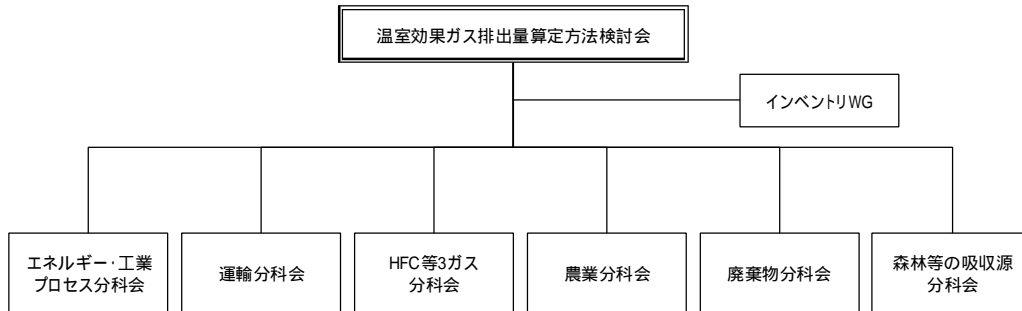


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

なお、我が国のインベントリ作成体制は図 2のとおり。

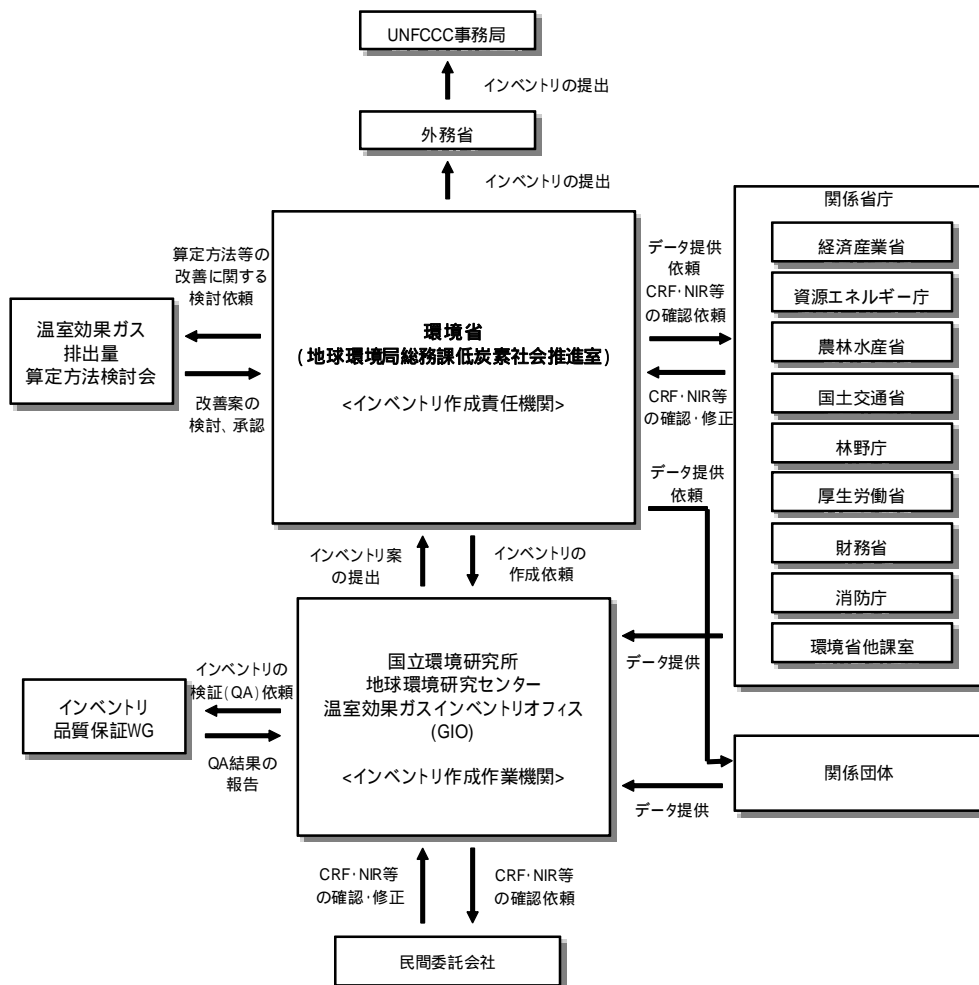


図 2 我が国のインベントリ作成体制